

# 入札説明書

奈良県水道局水道施設運転管理業務委託

令和6年10月

奈良県水道局

# 入札説明書

奈良県水道局水道施設運転管理業務委託に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義のある場合は、下記の第6に従い、説明を求めることができます。

第1 公告日 令和6年10月9日（水）

第2 競争入札に付する事項

- 1 業務名  
奈良県水道局水道施設運転管理業務委託
- 2 履行場所  
大和郡山市満願寺町 外
- 3 業務内容  
運転保全業務 一式  
運転管理業務 一式  
保全管理業務 一式  
付帯業務 一式  
修繕業務 一式  
専門点検業務 一式
- 4 業務期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第3 予定価格の額及び調査基準価格の額

- 1 予定価格は、非公表とします。
- 2 調査基準価格は、1の金額に10分の6を乗じて得た額とします。

第4 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次の1に掲げる条件を全て満たす者又は2に掲げる条件を満たす共同企業体（4者以内が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じ。）とします。

- 1 単独の者である場合の条件
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q1建物管理で登録をしている者であること。
  - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない

者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。
- (7) 近畿2府4県（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）内に本店又は営業所があること。
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める国内の浄水施設（排水処理施設を除く。）のうち、ダム湖水又は河川表流水を水源とする、公称施設能力2万5千m<sup>3</sup>/日を超える沈殿池及び急速ろ過池を含む施設において、平成26年4月1日以降本業務の公告までに完了した運転管理業務の実績（2年以上継続して元請けした実績（共同企業体としての実績の場合は、出資比率15%以上の者に限る。））を有する者であること。
- (9) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する水道技術管理者の資格及び水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する総括責任者を1名配置すること。
- (10) 次のいずれかに該当する副総括責任者を1名配置すること。
  - ア 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
  - イ 水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する者
- (11) 水道法に定める水道施設において、公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上有する主任者を、広域水道センター、桜井浄水場、御所浄水場、下市取水場及び専門点検業務・修繕業務に各1名専任で配置すること。
- (12) 次の者については、競争入札参加資格確認申請書の提出期限（令和6年12月18日）以前に直接雇用関係にある者を、本業務に専任で配置すること。
  - ア 総括責任者
  - イ 副総括責任者
  - ウ 主任者
- (13) 共同企業体の構成員としてこの入札に参加していない者であること。

## 2 共同企業体である場合の条件

次の（1）、（2）及び（3）について、それぞれに定める条件を全て満たす者であること。

### （1）共同企業体

ア 4者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率は、次の要件を満たすこと。

（ア）構成員が2者の場合は、全ての構成員の出資比率が30%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

（イ）構成員が3者の場合は、全ての構成員の出資比率が20%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

（ウ）構成員が4者の場合は、全ての構成員の出資比率が15%以上であり、か

- つ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。
  - ウ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
  - エ 次のいずれかに該当する副総括責任者を1名配置すること。
    - (ア) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
    - (イ) 水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有する者
  - オ 水道法に定める水道施設において、公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上有する主任者を、広域水道センター、桜井浄水場、御所浄水場、下市取水場及び専門点検業務・修繕業務に各1名専任で配置すること。
  - カ 次の者については、共同企業体の構成員と、競争入札参加資格確認申請書の提出期限(令和6年12月18日)以前に直接雇用関係にある者を、本業務に専任で配置すること。
    - (ア) 総括責任者
    - (イ) 副総括責任者
    - (ウ) 主任者
  - キ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していない者であること。
- (2) 共同企業体の代表者
- ア 1の(1)から(8)までのいずれにも該当すること。
  - イ 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条に規定する水道技術管理者の資格及び水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有する総括責任者を1名配置すること。
- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員
- 次のア及びイについて、いずれにも該当すること。
- ア 1の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。
  - イ 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道施設において、平成26年4月1日以降本業務の公告までに完了した運転管理業務の実績(2年以上継続して元請けした実績(共同企業体としての実績の場合は、出資比率15%以上の者に限る。))を有する者であること。

## 第5 設計図書等の貸与

- 1 貸与内容 仕様書、金抜き設計書及び図面
- 2 貸与期間 令和6年10月9日(水)から令和6年10月18日(金)まで
- 3 貸与方法 入札公告第3に同じ。
- 4 返却方法 入札公告第3に示す入札書受付締切日までに貸出場所へ返却してください。入札書提出時に同封しても構いません。

## 第6 設計図書等に関する質問

- 1 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
  - (1) 提出日時 令和6年10月18日(金)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)
  - (2) 提出場所 入札公告第3に同じ
  - (3) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送によるものは受け付けません。

2 1の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 日時 令和6年10月24日(木)(予定)

(2) 場所 入札公告第3に同じ。

## 第7 入札参加申込書の作成・提出

この入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を次のとおり作成し、提出しなければなりません。

なお、期限までに入札参加申込書を提出しない者は、この入札に参加することができません。

### 1 単独の者の場合

#### (1) 入札参加申込書の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 入札参加申込書は様式S0により作成してください。

#### (2) 入札参加申込書の提出

書留郵便に限ります。また、封筒の表に「令和6年12月16日開札 奈良県水道局水道施設運転管理業務委託 入札参加申込書在中」と朱書きするとともに、奈良県水道局総務課長あてとして、提出してください。

ア 提出期限 令和6年10月18日(金)午後4時まで(期限までに到着したもののみ有効とします。)

イ 提出場所 入札公告第3に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出された申込書は、返却しません。

### 2 共同企業体の場合

各構成員が1の(1)により作成し、共同企業体の構成に関する協定書(参考様式S5)を同封のうえ、1の(2)により提出してください。

### 3 入札参加申込書の受領確認は、入札公告第3に記載の期日までに郵送します。

### 4 入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書(S0-2)を提出してください。

ア 提出期限 令和6年10月18日(金)午後4時まで

イ 提出場所 入札公告第3に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 書留郵便に限ります。(入札参加申込書に同封して構いません。)

## 第8 技術提案書に関する事項

### 1 業務の実施方針等の技術提案に関する事項について評価します。

(1) 業務の実施体制及び業務の実施方針等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には以下のとおりです。

ア 配置予定技術者(企業)の経験及び能力について

配置予定技術者(企業)の資格要件・専門技術力・情報収集力について評価します。

イ 実施方針・実施体制

業務理解度・実施体制について評価します。

ウ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について評価します。

### 2 評価の基準

評価基準及び配点は別紙－１のとおり。

### 3 技術提案書（事前）の提出者に対する適否の通知

技術提案書（事前）の適否の審査結果については、入札公告第３に記載の期日までに郵送します。

### 4 技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明

技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、入札公告第３で指定する期日までに入札公告第３で指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

### 5 4により説明を求められたときは、入札公告第３に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 第9 技術提案書（事前）の作成及び記載上の注意

### 1 技術提案書（事前）の作成等

(1) 技術提案書（事前）の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、封筒の表に「令和6年12月16日開札 奈良県水道局水道施設運転管理業務委託 技術提案書在中」と朱書きするとともに、奈良県水道局総務課長あてとして、入札公告第３で指定する提出期限までに入札公告第３で指定する場所へ到着するようにしてください。

(2) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

(3) 技術提案書（事前）は様式１－１により作成してください。

(4) 配置予定技術者（企業）の経験及び能力については、様式１－２（自己採点申告書）の「自己採点（入札参加者記入）」欄に別紙－１（技術提案書に係る評価項目）で定める各判断基準における自己採点した点数を記載してください。

(5) 配置予定技術者（企業）の経験及び能力については、入札参加者より算出された技術提案書（事前）のうち、様式１－２（自己採点申告書）に記載の点数を正しい数値であると仮定して算出します。ただし、様式１－２（自己採点申告書）の「自己採点（入札参加者記入）」欄に点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含みます。）、各「配点」の上限を超える点数を記載した場合については当該判断基準における最低の点数に修正の上、評価するものとします。

(6) 業務の実施方針、実施体制については様式３により作成してください。実施体制については、「非常時」のうち「出水、水質異常」が発生した場合、「非常時」のうち「震災」が発生した場合、無人施設の点検及び緊急時の対応についてを記載してください。

記載する際には、別紙－１における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。他の欄に記載しても、評価の対象としません。

枚数はA4（片面）２枚以内とし、文字は10.5ポイント以上とします。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。また、提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された提案は評価の対象としません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、１つの記載欄が複数枚にまたいても問題ありませんが、どの判断基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。

(7) 評価テーマに関する技術提案については様式４により作成してください。「電気設備点検」に関する「作業制約」についての留意すべき事項及び対応方法、「薬品注入設備点検」又は「活性炭注入設備点検」に関する「安全対策」についての留意すべき

事項及び対応方法、「池点検」に関する「補足事項」についての対象施設休止に伴う水運用の影響低減の方策、「送水管路設備点検」に関する「作業計画書の提出」に記載する送水管路設備点検時の安全対策を記載してください。

記載する際には、別紙－１における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。他の欄に記載しても、評価の対象としません。

枚数はA4（片面）3枚以内とし、文字は10.5ポイント以上とします。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。また、提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された提案は評価の対象としません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、1つの記載欄が複数枚にまたいでも問題ありませんが、どの判断基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。

#### (8) その他

ア 提出された技術提案書（事前）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事前）」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事前）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事前）の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したのもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等（事前）の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

### 第10 技術提案書（事後）の作成及び記載上の留意事項

#### 1 技術提案書（事後）の作成等

(1) 技術提案書（事後）の提出は、持参に限ります。入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ提出するようにしてください。

(2) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

(3) 技術提案書（事後）は様式1－3により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・施設名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）

(4) 配置予定技術者の経歴等については様式2－1、様式2－2及び様式2－3に、それぞれ記載してください。

当該業務実績は、それぞれの様式の注意書きに記載のある書類を添付してください。

また、競争入札参加資格確認資料様式S4－1で提出する総括責任者については様式2－1で提出する総括責任者を、様式S4－2で提出する副総括責任者については様式2－2で提出する副総括責任者を、様式S4－3で提出する主任者については様式2－3で提出する主任者をそれぞれ選任しなければなりません。

なお、第4の1の(9)、(10)及び(11)又は第4の2の(1)のエ、オ及び第4の2の(2)のイに定める配置予定技術者ごとに作成が必要です。また、評価に当たっては、

提出された配置予定の責任者ごとに採点し、主任者の評価点は、各々の評価点の平均値を採用します。

ただし、様式2-1、様式2-2及び様式2-3を第4の1の(9)、(10)及び(11)又は第4の2の(1)のエ、オ及び第4の2の(2)のイに掲げる人数を超過して提出された場合は、提出された配置予定技術者のうち、低い評価となる者の評価点を採用します。また、下記イ、ウにおける業務実績等についても同様で、提出を求める実績等の数を超過して提出された場合は、提出された業務実績等のうち、低い評価となる業務実績等の評価点を採用します。

#### ア 技術者資格

保有している資格を記載し、当該資格を有することを証明する書類（資格証等の写し）を添付してください。添付資料で確認できない場合は、資格を有すると認めません。

#### イ 業務実績（業務執行技術力）

平成26年4月1日以降技術提案書の提出期限までに国内の水道法に定める浄水施設（沈殿池及び急速ろ過池を含む施設）の運転管理業務について、一定の資格を有して（業務の履行当時）1年以上継続して従事した実績（地方公共団体又は地方公営企業法に規定する企業団が発注したものに限り。なお、排水処理施設のみを対象とした運転管理業務について従事した実績は評価しません。）を1件まで記載してください。

#### ウ 業務実績（地域精通度）

平成26年4月1日以降技術提案書の提出期限までに奈良県内の水道法に定める水道施設の運転管理業務について、一定の資格を有して（業務の履行当時）1年以上継続して従事した実績（地方公共団体又は地方公営企業法に規定する企業団が発注したものに限り。なお、排水処理施設のみを対象とした運転管理業務について従事した実績は評価しません。）を1件まで記載してください。

また、一定の資格とは、以下のとおりとします。

(ア) 総括責任者については、水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格、かつ水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格。

(イ) 副総括責任者については、水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格、又は水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格。

(ウ) 主任者については、水道管路施設管理技士（3級以上）の資格、又は水道法に定める水道施設において公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上。

なお、各実績の有無には同内容が的確に判断できる資料を添付してください。

添付資料で確認できない場合は、実績を有すると認めません。

(5) 技術提案書（事後）に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。

#### (6) その他

ア 提出された技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。



## 第11 入札の手續

- 1 入札書は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができません。
- 2 入札は、3年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 3 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和6年12月16日開札 奈良県水道局水道施設運転管理業務委託入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒(入札書(様式S1)及び見積根拠資料(様式S2-1、S2-2))を入れ、5のとおり処理したものを、奈良県水道局総務課長あての親展として、令和6年12月13日(金)午後4時までに入札公告第3に示す場所に到着するようにしてください。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- 4 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書及び再度(2回目)入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- 5 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を提出する際は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む。)を別々に封緘し、封書の書面に「奈良県水道局水道施設運転管理業務委託(初度入札)」又は「奈良県水道局水道施設運転管理業務委託(再度入札)」(又は「再度入札辞退」)と各々朱書きしてください。
- 6 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- 7 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の取り扱いとなります。
- 8 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

## 第12 見積根拠資料の提出

- 1 見積根拠資料は、様式S2-1、S2-2により作成してください。示された全項目に金額を明示し、業務名並びに所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。
- 2 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、次のいずれかに該当する場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
  - (1) 見積根拠資料を提出しない場合
  - (2) 見積根拠資料の「業務価格」欄に記載される額が「入札書」に記載される額と一致していない場合
  - (3) 見積根拠資料における各業務の金額の合計額が「業務価格」欄の額と異なっている場合
  - (4) 見積根拠資料において仕様書に示された業務ごとの一式金額・直接業務費計・直接経費計・技術経費計及び間接業務費計の各項目の金額を記載していない場合

## 第13 開札の日時等

- 1 開札の日時 令和6年12月16日(月) 午前10時00分

2 開札の場所 〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県奈良総合庁舎本館北共用会議室

3 開札には、入札に参加する者又はその代理人が立会うことができます(参考様式S6-2)。希望者多数の場合は希望者の中から入札執行者が選任します。なお、立会い希望者がいない場合は、当該入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行うものとします。

なお、開札への出席を希望する場合は、開札出席申請書(参考様式S6-1)を令和6年10月18日(金)午後4時までに第19に示す場所に提出してください。提出は郵送又は持参に限ります。

#### 第14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- 1 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- 2 技術提案書が適正でない者の行った入札
- 3 技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- 4 奈良県営水道契約規程(昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- 5 本県により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

#### 第15 落札者の決定方法等

1 入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第5の6に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します(参考様式S6-2)。くじを辞退することはできません。なお、立会い者がいない場合は、当該入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行うものとします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を文書により通知します。

2 落札者となるべき者の入札価格が、入札書比較価格の10分の6に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

3 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、履行確実性調査報告書(別紙T1の一覧のとおり)を開札の日から5日後(その日が奈良県の休日(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下、「奈良県の休日」といいます。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い奈良県の休日でない日の午前9時から正午までの間に次の表により提出するとともに、奈良県水道局契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

対象書類	別紙 T1 の一覧のとおり
提出方法	持参
提出先	入札公告第5の12の(3)のとおり
作成・提出に	申請者負担

かかる費用	
-------	--

※ 履行確実性調査報告書の様式等は、奈良県水道局のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.jp/7992.htm>

- 4 聞き取り調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとし、調査対象者（次順位者が履行確実性調査の対象となった場合の次順位者も含む。）を失格とします。

なお、内容は別紙失格判断基準によります。

- (1) 履行確実性調査に協力しない場合
- (2) 設計仕様等に適合しない場合
- (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (4) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (5) 上記のほか、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合

#### 第 16 競争入札参加資格の確認の手続

開札後に落札候補者となった者に対して行いますが、第 4 の 1 の (2)、(3) 及び (7) については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

なお、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下、「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を期限までに提出されない場合は無効となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次確認を行います。また、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認をする場合の日時及び場所等は別途通知します。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の提出がない場合は、無効になるとともに、入札参加停止となる場合があります。

##### 1 競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書等を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札参加資格確認申請書(様式 S-3)</li> <li>・統括責任者の資格等報告書(様式 S4-1)</li> <li>・副総括責任者の資格等報告書(様式 S4-2)</li> <li>・主任者の資格等報告書(様式 S4-3)</li> </ul>
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	入札公告第 3 のとおり
作成・提出にかかる費用	申請者負担

※ 「共同企業体の構成に関する協定書（参考様式 S 5）」は、入札参加申込書と同封の上、提出してください。

##### 2 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、次に従い作成してください。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式 S 3）

入札公告第 2 の 1 の (2) に掲げる資格があることが確認できる登録状況を記載してください。また、記載した委託の業務実績を確認できる資料として、履行実績が確認できる契約書及び仕様書等の写しを提出してください。

- (2) 競争入札参加資格確認資料は下記の A から U までのとおりとし、次に従い作成して

ください。

ア 総括責任者の資格等報告書（様式S 4-1）

入札公告第2の1の（9）又は第2の2の（2）のイに定める総括責任者の資格並びにそれに該当する実務経験を記載してください。雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

イ 副総括責任者の資格等報告書（様式S 4-2）

入札公告第2の1の（10）又は第2の2の（1）のエに定める副総括責任者の資格並びにそれに該当する実務経験を記載し、雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

ウ 主任者の資格等報告書（様式S 4-3）

入札公告第2の1の（11）又は第2の2の（1）のオに定める主任者の資格並びにそれに該当する実務経験を記載し、雇用関係を証明する書面（健康保険被保険者証の写し等）及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

3 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

4 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行うものとします。

5 その他

（1） 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

（2） 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

（3） 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

## 第17 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は構成員のうち1者以上）が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。ただし、共同企業体の場合で、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は入札参加停止を受けた共同企業体構成員を除いて協定書を変更した場合、変更後の共同企業体構成員が共同企業体の代表者を含め2者以上であるときは、一部を変更して契約を締結することがあります。

## 第18 配置予定技術者の配置

落札者は第16の2の（2）で定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務の現場に配置するものとします。

業務の実施にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

## 第19 問い合わせ

不明な点についての問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課総務契約係（奈良県奈良総合庁舎4階）

電話 0742-20-4621 (直通)

第20 予算の減額又は削除に係る契約の解除等

- 1 契約締結後、この調達に係る予算が減額又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがあります。
- 2 1の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは契約者は当該損害の賠償を請求することができます。